

水道原水検査結果の虚偽報告に関する調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成元年度から平成11年度までの水道原水検査結果の虚偽報告に関し、原因及び経過を明らかにするとともに再発防止策の提言を行うための、水道原水検査結果の虚偽報告に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は助役をもって充てる。

3 副委員長は収入役をもって充てる。

4 委員は、理事、企画部参事、総務部参事、環境経済部参事及び委員長が指定する者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、第1条に定める委員会の設置目的の事務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は非公開とし、委員長は必要に応じて、別途、会議の内容を公表することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、市長に対し、必要な資料の提出を求めるとともに職員の出席を求めることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席及び資料の提出を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月24日から施行する。

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が召集する。